
○議長（木下一己君） ただ今から、平成28年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番 斉藤好信 議員及び4番 奈須憲一郎 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの17日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月25日までの17日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 町長より、町政執行方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

3月に入りまして、日中の温度もプラスを示すようになりましたが、まだ今朝の降雪などをみますと、春の訪れは少し時間が掛かりそうな状況でございます。このような折、議員の皆様には時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただく議案は、条例案件12件、単行案件2件、予算案件14件、報告案件1件の計29件であり、そのほか6件について行政報告をさせていただくところでございます。議員の皆様には、それぞれの議案審査に当たって、さらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、平成28年度町政執行方針を述べさせていただきます。

平成 28 年第 1 回下川町議会定例会の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

国全体が人口減少を迎える中、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、各自治体において「地方創生」の取組が進められております。

本町におきましても、持続可能な地域社会を創造するため、課題解決の絶好の機会と捉え、積極的に施策を推進してまいります。

今、下川町は、これまでの「循環型森林経営」を核とした先駆的な取組により、「環境未来都市」「バイオマス産業都市」に選定されるなど、高い評価を受けております。

このような状況の中、私の公約でもお示ししましたが、第 1 として、既存産業と新たな起業に対するの支援を行い「潤いと活力のあるまち」を創ること、第 2 として、子供からお年寄りまで、安全安心で、生きがいを持てる「幸せ日本一のまち」を創ること、第 3 として、人材育成や人材誘致に積極的に取り組み、「住民が主役で、活躍のできるまち」を創ること、この 3 点を重点に取組を進めてまいり所存であります。

具体的には、5 つの社会循環である、「経済の循環」「資源の循環」「暮らしの循環」「情報の循環」「人材の循環」を活性化し、地域課題を解決するため、施策・事業を積極的に展開してまいります。

また、町民主権のまちづくりを進めるため、積極的な情報提供、情報共有に努めてまいりますので、議会並びに町民の皆様におかれましては、「ふるさと下川町」の発展のために、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年度は、私の初めての予算編成であり、行政の継続性に配慮しつつ、地域課題の解決と地域活性化を図るため、積極的な事業展開に留意し、予算編成を行ったところあります。

平成 28 年度の予算規模は、

一般会計で 61 億 3,300 万円、対前年度比 29.1%増、

下水道事業特別会計で 1 億 7,620 万円、対前年度比 21.4%減、

簡易水道事業特別会計で 1 億 2,576 万円、対前年度比 41.9%増、

介護保険特別会計で 7 億 2,251 万円、対前年度比 6.0%減、

国民健康保険事業特別会計で 5 億 7,765 万円、対前年度比 4.2%減、

後期高齢者医療特別会計で 5,893 万円、対前年度比 4.2%減、

病院事業会計で 5 億 5,002 万円、対前年度比 5.2%減、

7 会計総額では 83 億 4,407 万円で、対前年度比 17.9%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢が厳しさを増す中、より計画的な予算執行を進めるため、第 5 期下川町総合計画を基本に施策・事業を進めることとしており、総合計画に定める 6 つの基本目標に沿って、施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

第 1 点目の施策の基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

全ての町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の 5 項目を重点に推進してまいります。

第 1 は、地域保健福祉の推進であります。

安全かつ安心して快適に暮らせるまちづくりは、地域全体で支え合う福祉・医療・保健の連携が重要であります。そのためには、地域組織や各種団体の役割が大変重要であり、お互いに地域全体を見守ることができるよう連携してまいります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、在宅における介護予防効果を高め、また、介護予防事業を推進してまいります。

さらに、福祉・医療サービスの人材の確保を図り、育成する支援制度を構築してまいります。

第2は、健康づくり・医療対策であります。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らせることは、町民すべての願いであります。

町民の健康意識を高め、心疾患や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、生涯にわたって健康増進に取り組めるよう健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診の受診勧奨と望ましい生活習慣を確立するための支援や環境づくりを進めてまいります。

また、健診並びに精密検査の未受診者には受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療に繋げてまいります。

予防接種については、被接種者が有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう医療機関等と連携して体制づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療費の適正化に努めるため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいります。

次に、医療対策であります。

昨年4月から片野院長が着任され、内科医2名体制で診療しておりますが、平成27年8月以降、外科の医師が不在となり、町民の皆様にご不便をおかけしておりました。

幸い、新年度から戸田先生が着任されることとなり、従前と同じ体制で診療を進めていくことが出来るようになりました。

町立下川病院は、町内唯一の医療機関として、年々その果たす役割は増大しておりますが、さらなる診療体制や医療器機の充実を図り、患者サービスの向上に努め、信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

また、各種予防接種や在宅医療等については、保健福祉課との連携を図り、専門的な治療については、地域センター病院であります名寄市立総合病院との間で医療連携を推進しながら、町立下川病院としての責務と役割を果たし、満足していただける医療を提供してまいります。

第3は、高齢者支援の充実であります。

高齢者が安心して住みなれた地域で生きがいを持って生活することができるよう、介護予防の効果期待できる高齢者の集いの場の充実に努めてまいります。

また、消費者被害の防止、成年後見制度などの推進並びに人感センサーと地域関係者による見守りや安心支え合いネットワークの充実に努めてまいります。

介護保険では、第6期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

地域支援事業では、ケアマネジメントにより総合的にサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業の実施や作業療法士の配置、在宅医療と介護の連携強化により、安心

して在宅生活を送れるよう施策を推進してまいります。

また、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、より健康で生きがいのある暮らしを送ることを目的に、介護予防ボランティア事業を推進してまいります。

高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉向上のため、介護職員等の人材を確保し、サービスの充実に努めてまいります。

後期高齢者医療制度は、運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら進めてまいります。

第4は、子育て支援の充実であります。

次代を担う子供一人一人の子育てを地域全体で支援していくため、妊娠・出産・乳幼児期を通して一貫した母子保健事業を推進してまいります。

子ども・子育て支援新制度の下、「下川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を確保するとともに、乳幼児を持つ保護者の負担軽減等のため、子育て支援センターを活用した親子が触れ合う交流の場の確保など、子育ての様々なニーズに対応できるよう子育て支援の充実に努めてまいります。

また、子育てに係る経済的負担軽減を図るため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した各種子育て支援事業を継続してまいります。

第5は、障がい者支援の充実であります。

障がい者及び障がい児が、障がいの有無にかかわらず、日常生活や社会生活を営むことができるよう「障害者総合支援法」に基づく各種事業を推進し、障がい者が安心して生活できる環境を目指し、適正なサービスを総合的に実施してまいります。

また、各地域の各関係事業所と連携を図るとともに、指定特定相談事業所により、障がい者等が必要とされるサービス支援を計画的に推進してまいります。

障害者支援施設の運営につきましては、利用者の重度化・高齢化等への対応に努め、支援員の人材確保によりサービスの向上を図るとともに、老朽化した施設設備等の計画的な改修を進めてまいります。

また、グループホーム入居者がより安全で安心して過ごせるよう生活環境及び生活基盤の提供を図ってまいります。

次に、第2点目の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」であります。

教育行政につきましては、教育委員会から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

平成27年度に、総合教育会議において本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の目標や根本となる方針を定めた「下川町総合教育大綱」を策定いたしました。

この大綱に基づき、取組を進めてまいる所存ではありますが、本町の将来を担う人材を育てることが重要であることから、次代を担う子供たちが、夢と希望にあふれ、心豊かにたくましく生きる力を育むために、次の3項目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

義務教育におきましては、変化の激しい時代を生き抜くため、確かな学力、豊かな人間性や創造性及びたくましく生きるための健康な体をバランス良く兼ね備えた児童生徒を

育てることが求められていることから、基礎的な知識・技能・体力を確実に身に付け、新たな課題を自ら解決するための資質や能力を育むため、ICT教育の充実、地域の特色をいかした森林環境教育及び農産物の地産地消を学ぶ食育教育を行ってまいります。

また、発達障がいの児童生徒に対しては、障がいの程度に合った教育の充実を図ります。

次に、下川商業高等学校の存続対策につきましては、生徒確保が非常に厳しい状況の中、地域に開かれた魅力ある学校づくりを支援するとともに、生徒に対する各種支援を拡大し、存続維持・発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習・スポーツの推進であります。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化など急速に変化する社会情勢の中、町民一人一人が、生涯にわたって学習することができる環境づくりを進めるため、生涯各期における学習機会の提供の充実と町民個々の年齢や体力に合わせ気軽に楽しむことができる健康づくり教室等の生涯スポーツの充実を努めてまいります。

また、各種競技大会開催やスポーツ少年団活動の支援により、健全な心と体力及び技術の向上を図ってまいります。

特に、ノルディックスキー競技におきましては、本町出身選手が国際舞台で活躍し、町民に夢と感動と勇気をもたらし、活力ある社会の形成と地域の連帯感に寄与しております。

今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き小・中・高一貫指導による選手の育成強化を推進してまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の充実により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を推進してまいります。

また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、文化財の保護及び活用に努めてまいります。

次に、第3点目の基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」であります。次の13項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

元気な地場産業に下支えされたにぎわいと活力のある中心市街地の形成に向けて、産業・情報・交流の拠点である「まちおこしセンター」を整備してまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

安全で安心して快適に利用できるよう公園の適切な維持管理に努めるとともに、多世代の方々により利活用される公園とするため、利用者の視点に立った万里長城周辺整備、安原公園園路整備、末広ファミリーパークの遊具看板等の整備を進めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

少子高齢社会や移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公共賃貸住宅の補修や個別改善事業により、快適な住環境の整備を推進してまいります。

また、平成27年度で時限を迎える「快適住まいづくり促進条例」を見直し、住宅の建築や改修等を促進するとともに、民間賃貸住宅の建築に係る支援制度を創設し、定住の促進と地域の活性化を図ってまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

安全で快適な道路交通を確保するため、路面状況等の点検、計画的な道路・橋梁の改修及び維持補修を進めるとともに、路肩草刈りなど交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪・寒冷対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、町道除排雪を全面委託し、効率的な除排雪体制を構築するとともに、「自主排雪支援事業」による宅地の排雪支援を行い、冬期間の快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水を供給するため、「下川浄水場建設基本計画」を策定し、将来を見据えた効果的・効率的な水道施設整備を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

第8は、公共交通対策であります。

地域住民の生活を支える足である地域公共交通として再編された「良いともタクシー」と「コミュニティバス」の運行に関しまして、今後とも利便性の向上に努めてまいります。

また、代替バス等についても、生活路線バスとして地域住民の移動手段の確保に努めてまいります。

第9は、環境保全対策であります。

廃棄物処理につきましては、ごみの分別の徹底による減量化と再資源化の促進に努めます。

また、広域による最終処分場の建設に向けて関係市町村と連携して進めるとともに、埋立ごみの運搬方法等についての検討を進めてまいります。

第10は、交通安全・防犯・消費生活対策であります。

交通安全及び防犯対策では、関係機関・団体との連携により、町民一人一人の防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。

また、年々複雑巧妙化する悪質商法の防止対策として、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制の強化に努めてまいります。

さらに、景観及び防犯対策の推進を目的として、公区防犯灯の計画的なLED化を進めてまいります。

第11は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されておりますが、町民の安全で安心な生活を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

今年度におきましては、消防指令車の更新及び町内消火栓の移設・更新工事などの消防施設整備を進め、消防力の充実強化を図ってまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確な対応を図るとともに、増加する救急需要に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急体制の充実に努めてまいります。

第12は、防災対策であります。

防災対策につきましては、国及び関係機関と連携し、町民に対する情報提供を迅速に行ってまいります。

近年、多発する局地的な災害対策として、災害対策用備蓄品等を計画的に整備するとともに、町民の防災意識の向上と防災体制の充実を図ってまいります。

第13は、情報化の推進であります。

地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末や光回線の利活用を進めてまいります。

次に、第4点目の基本目標「地域資源を活用した産業づくり」であります。次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題に加え、TPP交渉の基本的合意がなされるなど、一連の農業政策の転換や農業を取り巻く情勢は大変厳しく、生産現場に大きな影響が及ぶのではないかと不安が増大しております。

このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町農業の振興は極めて重要であることから、関係機関と連携しながら、農業施策を推進し、農業者を支援するとともに、さらなる農業振興を図るため、「下川町農業振興基本条例」の見直しを進めてまいります。

2点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良施設については、指定管理者により効果的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境に配慮した農業を推進してまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとともに、道営草地整備事業による安定的な自給飼料の確保と畜産クラスター計画に基づき、施設整備等に支援してまいります。

また、農村地域の生活基盤である飲雑用水施設の計画的な改修を実施してまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全で安心な農畜産物の生産を推進するためには乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援してまいります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産及び半養液栽培資材の導入に対し支援するとともに、新しい栽培技術の導入に対して支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営支援を図るとともに、乳肉複合経営を推進するため、

優良和牛の導入を支援してまいります。

また、農業経営を支援する施設運営につきましては、町営サンル牧場は、飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として指定管理者制度により運営し、育苗施設では、フルーツトマトの生産拡大と経費軽減のため、生産者が中心となった利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所につきましては、さらなる販路拡大に努めるとともに、安定的な生産体制構築のため原料確保や新商品開発を進めてまいります。

さらに、農業経営環境が厳しさを増す中、多様な経営形態による経営改善を促進するため、農業経営の法人化に向け支援してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

担い手農業者の活動促進や育成を図るため、「下川町農業振興基本条例」による支援を行うとともに、配偶者対策を進めてまいります。

また、新たな担い手を確保するため、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成の支援を行うとともに、上名寄集住化住宅や研修施設の整備について取組を進めてまいります。

第2は、林業・林産業施策であります。

豊かな森林資源を基盤として、森林総合産業の振興を図るため、林業・林産業システムの革新を強力に推進し、計画的な森林・路網の整備や木材の安定供給、雇用の確保・創出や木材産業の経営安定化などを通じ地域の活性化に資するとともに、エネルギー自給を目指す森林バイオマス地域熱電併給システムを構築するため、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。

町有林につきましては、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証に基づいた計画的な森林整備の実施や、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来の優良な造林苗木を確保するため、新たに特定母樹園を整備してまいります。

また、私有林振興策につきましては、「下川町林業振興基本条例」に基づき支援を継続するとともに、引き続き、FSC森林認証林に対しての支援を行ってまいります。

さらに、国有林との下川町森林整備推進協定団地内での計画的な森林整備と効果的な路網整備について、上川北部森林管理署の協力の下、事業を展開してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理、施業の効率化、生産コスト低減のため、引き続き計画的な林道の開設・改良を行うことで、雇用の継続と地域の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業の人材確保に繋げる取組として、町内の林業事業体に、道内高校で森林・林業を学ぶ学生のインターンシップ等を受け入れ、林業体験の提供と下川町への就労意欲や将来的な人材確保に繋げてまいります。

また、人材育成の取組として、町内高校生向けの森林環境教育に対しても地元NPO法人等と連携し職業教育を進め、林業・林産業への理解と地元就労の動機付けに努めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林の総合産業化を強力に進めるためには、森林整備と併せて林産業の振興、いわゆる川下対策は極めて重要であります。

このことから、本年3月末をもって、林業・林産業事業者が実施する設備投資への支援が時限を迎える「下川町林業振興基本条例」の一部を改正し、引き続き支援を継続するとともに、人材育成、商品開発と販路拡大などへの支援や利子補給により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続してまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

環境未来都市構想・バイオマス産業都市構想の具現化に向け、エネルギー自給による地域づくりと低炭素社会の構築を目指し、森林バイオマス地域熱電併給の事業化に向け、事業参画意向企業等との協議等を推進してまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然との触れ合いや体験、学習を通じて、森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携しながら、下川町植樹祭や林業体験バスツアーなどを開催してまいります。

また、森林文化の創造として、引き続きチェーンソーアート大会への支援を行ってまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減のため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保の支援について引き続き実施してまいります。

第4は、商工業の振興対策であります。

人口減少により、地域経済規模の縮小、事業の後継者及び労働力不足が懸念される中、積極的な対策が必要であると考えており、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、中小企業の振興であります。

人材の育成、労働環境の改善などに関する支援を講じるため、「中小企業振興基本条例」を見直すとともに、産業活性化支援機構に町全体をプロモーションする機能を拡充させ、情報発信の一元化、移住・定住の促進、雇用の創出を図ってまいります。

2点目は、経済交流の拡大であります。

誘致企業であるスズキ株式会社、王子ホールディングス株式会社等の円滑な事業推進に向け、連携を強化するとともに、森林づくりパートナー基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

また、職員の人事交流や子供交流を進めている京都府京丹波町をはじめ、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取組を促進してまいります。

第5は、観光の創造であります。

アイスクャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とし、交流人口の増加を図るとともに、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型

交流人口の増加を図るため、宿泊研修交流施設を整備してまいります。

第6は、地域資源の活用・新産業の創造につきましては、次の3点を重点に推進してまいります。

1点目は、森林バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを最大限活用し、「環境モデル都市」「環境未来都市」として、具現化事業を推進してまいります。

2点目は、産業間の連携であります。

産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、新産業の創造を図るなど産業振興と地域活性化を図ってまいります。

3点目は、新たな社会システムの創造であります。

集落対策のモデルである「一の橋バイオビレッジ構想」の推進と一の橋地域の核となる産業として「特用林産物の栽培研究事業」を推進してまいります。

また、地域課題を解決するための担い手として期待される「社会的企業」の創造に向け、研究会を立ち上げ、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

第7は、雇用・労働対策であります。

雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに労働環境向上に向けた取組を支援してまいります。

次に、第5点目の基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。

町民主権の町政運営を進めるため、「自治基本条例」に基づき、町民の皆様により分かりやすい情報の提供と共有を進めるとともに、町民の行政への参加を推進してまいります。

また、「町民主権のまちづくり」をより一層推進するため、「自治基本条例」の検証・見直しを進めてまいります。

次に、第6点目の基本目標「効率的で効果的な行財政運営」であります。

限られた財源の中で、最大限の効果を発揮するために、事務事業の重点的かつ効率的、効果的な行財政運営を目指すとともに、国、道などの補助金・交付金の効果的な活用を進めてまいります。

また、町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

職員の人材育成事業として、友好交流町である京都府京丹波町^{きょうたんぼ}と引き続き人事交流を行うとともに、内閣府、北海道後期高齢者広域連合への職員派遣についても、引き続き実施してまいります。

以上、町政執行方針を申し上げましたが、冒頭申し上げましたように、できる限り行政の継続性を踏まえつつ、地域課題を解決し、町民の皆様が幸せを実感できる「日本一幸せなまち・しもかわ」を創るために、私は信念と情熱をもって町政を執行してまいる決意がありますので、議員並びに町民の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） 以上で、町政執行方針を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 平成 28 年第 1 回下川町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展及び情報通信技術の発達など社会が急激に変化する中で、本町が地方創生を実現していくためには、将来を担う人材の育成が不可欠であり、ふるさと下川に誇りを持ち、その未来を支えていける力を培うことができるように、学校、家庭及び地域が連携し教育力の向上を図り、個性や能力を伸ばす人づくりのための教育が重要であります。

全ての児童生徒が、未来を担い夢と希望を持ち、社会で自立していくための確かな学力、豊かな心、健やかな体の確保に向けて、好ましい生活習慣と体力の向上など、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、たくましく生き抜く児童生徒の生きる力の育成が必要であります。

このようなことから、自然環境や歴史及び伝統文化などの体験活動を通し理解を深めながら、知識や技能を確実に身に付ける学習を進めるとともに、発達段階に応じた教育の中で、基本的な生活習慣・読書活動・社会性の取得など、学校・家庭・地域が連携を図り、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、特色ある学校づくり及び家庭の教育力を高めることに努めるとともに、特に、過剰で不適切なデジタルメディアの接触について、家庭・学校・地域が連携して指導を徹底してまいります。

このような事項を踏まえ、平成 27 年度に策定した下川町総合教育大綱の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進してまいります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

子供たちの「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進が重要であります。

このため、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

また、保護者には、「子どもを育て、包み、伸ばす親の総合力」いわゆる「親力」の発揮と、子供に家庭学習や生活習慣を身に付けることに御協力いただき、確かな学力の向上に努めてまいります。

児童生徒の発達段階に応じた発展的な学習環境につきましては、中学校において、ICT教育のための無線LAN環境を整備し、タブレット端末を利用した効果的な学習環境を整備するとともに、小中学校において語学指導助手による外国語活動学習や国際理解教育の充実を図り、ウィークエンドスクールを小学3年、4年生に拡大し、小学3年生から中学生までを対象として、家庭学習の充実による学力向上に努めてまいります。

また、特別支援教育につきましては、相談員による学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、教育支援委員会の充実と小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援してまいります。

開かれた学校づくりでは、教育方針や教育実践などを広く周知し、その理解が深まるよう学校評価の充実を図り、学校評議員、保護者等の意見が反映された学校づくりを推進してまいります。

次に、「豊かな心」、「健やかな体」の育成につきましては、子供たちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林との触れ合いや林業体験などを通して学習する森林環境教育や、望ましい食生活を図るため、食に関する正しい知識と地場産物に関する食育を通して健やかな心と体の育成に努めてまいります。

いじめ・不登校の根絶に向け、総合教育会議を活用するほか、「いじめ対策防止条例」の制定により関係機関が連携し、未然防止や早期解決を図ってまいりますとともに、学校現場では引き続き生徒指導、児童生徒・保護者へのアンケートや教育相談などを通じた支援・指導体制を強化してまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

教育環境の整備・充実につきましては、中学校テニスコートの改修による部活動の育成、各学校の玄関ドアホンの取付けによる安全で安心な学校づくり及び給食センターの施設・設備整備による安全で安心な給食の提供を図ってまいります。

次に、下川商業高等学校は上川北学区内中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況になってきております。

引き続き、下川商業高等学校の「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした森林環境教育など特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援ほか、本年度から上川北部の音威子府村、剣淵町、幌加内町と連携、共同し、札幌市での学校紹介などを展開し、存続維持・発展に向けた振興策を強化してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

町民一人一人が「心の豊かさ」と「生きがい」を実感できる生活を送るためには、生涯にわたって積極的に学び、その成果をいかせる環境を創出することが必要です。

そのため、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めてまいります。

第1は、生涯学習の推進であります。

社会の変化により、生涯学習に対する町民のニーズが多様化しており、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育につきましては、子供の健やかな成長には、正しい生活習慣を身に付けるとともに、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し、親子の絆を深める取組をしてまいります。

児童室におきましては、親子が安全に安心して触れ合える場を提供するとともに、放課後児童に健全な遊びを指導するなど、その健全育成に努めてまいります。

青少年教育では、子供たちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、学習の情報を提供するなど、良好な環境づくりを推進

するとともに、各種研修会等の学習機会に関する情報を積極的に発信し、リーダー養成に努めてまいります。

成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいも多彩になり、多くのサークルや団体が活動しています。

学びは個人の情操だけでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した各種公民館講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタデイ事業の拡充による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

図書室では、図書資料の充実を図るとともに、資料検索や貸出しなど利便性の向上及び図書機能の充実を図ることで、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に愛される図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進して、幼児が本に親しみきっかけをつくり、子供の表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子の触れ合いを推進してまいります。

高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識や技能・経験をいかし、生きがいのある生活が送られるよう努めてまいります。

第2は、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス及び体力や運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。

スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりに繋がるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、各種少年団等が、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出していることは、子供たちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。

本町のスポーツ文化であるスキージャンプにおいては、小中高一貫指導を継続して推進し、青少年の心と体を育む各種スポーツ少年団活動支援の充実を努めてまいります。

また、本年度は、総合グラウンドの利用が減少してきていることから、体育協会、スポーツ少年団及び学校のみならず、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の利活用等について検討してまいります。

第3は、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供してまいります。

文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましても、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるため支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

以上、教育行政執行方針の概要を申し上げましたが、少子高齢化やグローバル化が進展する中、次代を担う子供たちが自立し、共に支え合いながら、たくましく生きる力を養っていくことは、大人に課せられた重要な役割の一つであります。

私たち大人が手本となって、人との関わりの中で生きていくための基本的なルールや価値を伝えていかなければなりません。

子供たちが自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう学校・家庭・地域が共に支え合うとともに、関係機関、団体との連携を一層深め、本町の特性や地域の教育力をいかした学校教育、生涯学習の充実に努めてまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第6 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、行政報告6件について、申し述べさせていただきます。

1件目でございますが、サンルダム周辺整備計画の策定について、御報告を申し上げます。

御案内のとおり、サンルダム建設事業は平成5年から着手され、平成21年から4年間の凍結期間を経て、平成25年から事業が再開、平成26年に堤体建設工事に着手したところであります。

サンルダムの周辺整備につきましては、事業凍結前の平成18年に計画案を取りまとめておりましたが、事業が再開された平成25年には7年を経過していたため、地域社会の変化や多様化する住民ニーズに沿った計画に見直す必要がありました。

このため、改めてサンルダム周辺整備計画審議会に諮問し、審議会委員の皆様から御意見を伺うとともに、広報紙での意見募集、公区長会議での説明などを行い、御意見をいただいていたところでございます。

このような経過を経て、去る1月25日にサンルダム周辺整備計画についての答申をいただき、この度、計画策定に至ったところであります。

計画の概要につきましては、サンル川をはじめ、21世紀の森やサンル牧場など、周辺の自然環境等に配慮しながら、観光や産業の振興、学習や憩いの場としての提供を目的に、人々に親しまれる空間を形成することを整備方針としております。

今後につきましては、サンルダム建設事業を実施する国やサンル川・道道下川雄武線を維持管理する北海道、その他関係機関と連携、調整を図りながら、本計画に基づいた周辺整備を実施してまいります。なお、詳細につきましては、参考資料を添付しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、議員各位、町民の皆様のお理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

2件目について申し上げます。

スズキ株式会社からの寄附について、御報告を申し上げます。

御案内のとおり、スズキ株式会社につきましては、昭和 60 年 11 月から下川町内において、冬期間の耐寒テストを開始しているところであります。以来、平成 9 年から 11 年にかけて、スズキ株式会社下川コースを整備し、現在に至っており、下川町への年間の来町者は、延べ 1,000 人を超える状況であり、地域の活性化に大きく寄与されております。

一方で、町内においては、老舗旅館が昨年 4 月で廃業となり、宿泊施設の不足が生じているところであり、今後のまちづくりにおいて、宿泊施設の整備が重要課題と認識し、宿泊研修交流施設の基本・実施設計を行い、新年度予算に宿泊研修交流施設の整備に関する予算を計上したところであります。宿泊研修交流施設の整備に関しましては、多額の資金を要することから、スズキ株式会社に御相談をしたところ、「これまで多くの先輩各位の努力により、下川町とスズキ株式会社とは長く、そして強い信頼関係が構築されている。1 億 2,000 万円の協力を。」との返答をいただいたところであり、本町といたしましては、スズキ株式会社の御理解、御協力に感謝するとともに、今後、有効に活用してまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

3 件目でございます。

平成 28 年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところでありますが、去る 3 月 8 日に平成 28 年第 1 回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、平成 28 年度一般会計予算として、歳入歳出総額 12 億 2,941 万 5,000 円が可決されたところであります。うち、下川町分担金は 1 億 6,934 万円で、前年度対比 1.5% の増となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は 1 億 5,726 万円で、前年度とほぼ同額の計上となりました。

主な事業といたしましては、消防活動の装備品として、消防用ホースの購入に 72 万円、救助備品として、エアージャッキー式の購入に 84 万円、救急業務高度化の推進に伴い、救急救命士 1 名の養成として 240 万円、ビデオ喉頭鏡一式の購入として 85 万円を計上しております。また、消防団員の安全装備品として、防火衣ズボン一式、安全带、トランシーバーなど、294 万円を計上しております。

消防施設整備では、消防指令車の更新として 760 万円、消火栓の移設及び更新として 340 万円を計上し、消防施設の整備を図り、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、6 件の発生があり、内訳については、建物火災 4 件、車両火災が 2 件で、前年度比 4 件の増となり、損害額は 2,509 万 8,000 円となりました。

今後とも町民の防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は 205 件で、前年度比 15 件の減となっております、196 名を医療機関に搬送しております。

近年、高齢化の進展に伴い、救急需要も増加の傾向にあり、円滑な救急対応ができるよ

う医療機関との連携体制を確立するとともに、救急救命士の養成、処置拡大に伴う教育など、救急業務高度化の対応に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。昨年は、災害出動3回のほか、各種災害に備えた訓練の実施、また、名寄分会消防総合訓練大会においては、小型ポンプ実戦訓練で優勝するなどの活躍を収めたところであります。

消防団員の充足状況は、定数70名に対して、昨年秋に9名の入団があり、現在62名となっております。消防団員の補充につきましては、厳しい状況にはありますが、町民及び事業所等の理解を求めて、定数の確保に努め、今後とも地域防災の中核として、地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年の地球温暖化をはじめとする自然環境の変化により、集中豪雨・豪雪・大型台風等に加え、相次ぐ地震や火山噴火などの危険性が増大しております。こうした中、少子高齢化と人口減少社会の進行は、災害のリスクを高める要因となっており、消防の責務は一段と重要性を増しております。このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

4件目でございます。

名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る3月8日に、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、平成28年度一般会計予算について、議決されたところであります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ16億3,374万6,000円で、広域最終処分場建設事業を含めて、前年度比154.2%の増であります。

内訳といたしましては、し尿処理部門で1億520万1,000円、炭化処理部門で3億4,309万2,000円、建設事業部門で11億8,545万3,000円となっております。

主な内容といたしましては、歳入では、分担金及び負担金12億5,889万1,000円、使用料及び手数料3,225万円、国庫支出金3億2,253万7,000円、繰越金2,000万円などがあります。

次に、歳出では、議会費62万1,000円、総務費1,910万3,000円、衛生費14億8,048万円のほか、公債費1億3,304万2,000円、予備費50万円です。

以上申し上げます。名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げますが、詳細につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

5件目でございます。

平成28年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申し上げます。

本研修センターは、上川管内4市19町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にいかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果をみているところであります。

平成28年度においては、これらの事業を推進するため、総額3,029万5,000円の予算

を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約 84%の 2,550 万円となっており、そのうち、本町の負担分は 28 万 4,000 円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細については、別紙に参考資料として添付しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になります、6 件目でございます。

指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、「地方自治法」第 235 条第 2 項の規定による金融機関を、北星信用金庫に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き平成 28 年度におきましても双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承をいただきたく、御報告申し上げます。

以上、6 件について行政報告を申し述べさせていただきました。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 7 発議第 1 号「下川町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 下川町議会政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本条例につきましては、平成 16 年 3 月に下川町が単独での自治運営を進めることを意思決定し、議会として議会機能の充実強化及び活性化のため、議員による調査研究の拡充を目的に、平成 17 年 4 月に政務調査費を導入し、「地方自治法」の改正に伴い、平成 25 年 3 月からは政務活動費として調査研究を進めてまいりました。

昨年の改選後に、議長から議会活性化に関する諮問を受け、議会運営委員会で検討した結果、現下の社会情勢や透明性の確保等の課題を踏まえ、政務活動費は廃止し、代わりに所管事務調査・委員会活動・議員研修の充実を図り、政策課題の探究等議会活動を強化するため、本条例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第8 議案第1号「下川町行政不服審査会条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第1号 下川町行政不服審査条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大などの観点から、新たな「行政不服審査法」が平成28年4月1日に施行され、審査請求に係る行政運営における公正の確保と透明性の向上をさらに推進するため、「行政不服審査会」を設置することとされたことから、新たに条例を制定するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） この条例の中で、特に罰則規定は入ってないんですけども、上法である行政不服審査法には罰則規定があるんですが、その都度開催するということで罰則規定をあえて設けていないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 条例の第7条で守秘義務を規定しておりまして、これを遵守していただくことによって、十分守られるものと考えております。なお、今仰られたとおり、非常設ということで、その都度審査会を設置いたします。それらのことを鑑みまして、罰則については規定しないものとさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ちなみに、この近隣では、各自治体それぞれこの行政不服審査が施行になって…条例化していると思うんですが、罰則規定を設けているところはないんでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 常設型で設置しました市で設けているところはあると思います。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 実は昨日、衛生施設事務組合、消防事務組合の組合議会がありまして、この条例が同じように出されていたんですけども、やはり私も同じような質問をしたところ、あちらの組合議会の条例には罰則規定がしっかりと載っているわけなんですが、しかしこの条例の趣旨からすると、そういった罰則規定が果たして必要なのかどうかという疑問は意見として申し上げました。したがって、下川の場合はそういった意味では総務課長の答弁のようですね、罰則規定は守秘義務があるという前提でございますので、設けてないということについては理解はしたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第2号「下川町民間賃貸住宅建設促進条例」を議

題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 下川町民間賃貸住宅建設促進条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、民間の活力をいかした賃貸住宅の供給を促進し、定住の促進、地域材の利用拡大、環境負荷の低減及び地域経済の活性化に資することを目的として、条例を制定するものであります。

条例の主な内容につきましては、民間事業者が行う 1 棟 4 戸以上の賃貸住宅の新築に対し、2,000 万円を上限として、補助対象経費の 3 分の 1 を支援するために必要な補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助基準等を規定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで、11 時 20 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 20 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 10 議案第 3 号「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、住環境を整備する

ことを目的として、合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金の交付に関する必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

条例の主な内容につきましては、補助金の交付対象者、対象区域及び補助金の額等を規定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第11 議案第4号「下川町情報公開条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町情報公開条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大などの観点から、「新行政不服審査法」が平成28年4月1日に施行されることから、行政運営における公正の確保と透明性の向上を推進するため、「下川町情報公開条例」及び「下川町個人情報保護条例」の関係する文言等について、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第4号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第12 議案第5号「下川町固定資産評価審査委員会条例の

一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「行政不服審査法」及び「行政不服審査法施行令」の改正に伴い、本条例におきまして、関係する条項について、一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、審査申出書、書面審理及び審査決定書に係る記載事項の規定等について、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 6 号「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方公務員法」及び「学校教育法」の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条項について、改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、引用法令の条項の改正及び関係する文言等について、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第 6 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました議案第 6 号説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

「地方公務員法」、「学校教育法」の改正に伴うものでございますが、第 1 条につきましては、「地方公務員法」第 24 条において、第 2 項が削られましたことから、第 6 項が第 5 項に繰り上がることによる条項の改正でございます。この条項の内容は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるという内容のものでございます。

次に、第 8 条の 2 の改正は、「学校教育法」の改正によるものでございまして、育児を行う職員の早出遅出勤務の該当要件を規定しています。第 1 項、第 2 項の条文中、「小学校」の次に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるものでございまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行います義務教育学校が新たな学校の種類として規定されましたことから、「義務教育学校の前期課程」も入れております。

また、これまでは最も一般的な小学校に就学している子を養育している職員を規定していたため、特別支援学校の小学部は規定しておりませんでした。今回の法改正で、義務教育学校の前期課程を追加しますことから、「特別支援学校の小学部」を明確化するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 14 議案第 7 号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方公務員法」の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例におきまして、関係する条項について、一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、人事評価制度の導入に伴い、能力及び実績に基づく人事管理に必要な事項について、所要の改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第 7 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、事前に配付をさせていただきました議案第 7 号説明資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

「地方公務員法」の改正に伴いまして、第 1 条では、議案第 6 号と同じく地公法の条項の整理を行っております。

第 3 条第 2 項では、等級別基準職務表を条例で定めることになりましたことから、規則から条例に移行して規定するものでございます。

次に、第 20 条の 2 第 1 項では、人事評価制度の導入が義務付けられましたことに伴い、勤勉手当の支給に関して、「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「勤務成績」を「勤務の状況」に改めるものでございます。

次に、改正案の方の別表第 3 につきましては、第 3 条の等級別基準職務表でございまして、職員の職務の困難及び責任の度合いにより、基準となる職務の内容を等級別に定めているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） この職員の給与に関する条例に関して、今の総務課長の説明と…提案理由の中にもありましたけれども、人事評価制度を取り入れるという…義務付けられ

たという法律に基づいての措置だと言いましたけれども、人事評価制度を具体的にお聞きしたいんですが、実施時期は…条例の施行時期は4月1日ですけれども、実際、下川町の職員の人事評価はいつから行うのか。

それから、こういった新たな評価制度でございますから、基本的な考え方は当然あると思うんです。国が…法律がということじゃなくて、下川町としての基本的な実行について、考え方を若干聞かせてもらいたいのと、それから、下川の場合は、医療・福祉、それから保育所も含めてですね、そういった職場が多い中で、そういった全ての職場に対して評価の対象の所属となるのか、あるいは特定の職員については除外されるのか、そのようなことについてお聞きしたいと。

質問は三回までしかできませんので、もう一点ですが、この評価の運用と取扱いが決まっていれば、詳しくでなくても結構ですが、副町長の方からでも答えをいただければありがたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 私の方から基本的な考え方だけちょっと述べさせていただきたいと思います。

今回、法改正に伴ってですね、こういう条例を提案させていただいたわけでもありますけれども、実は公共サービスの在り方も時代の流れとともに大きく変わってまいりまして、いわゆる住民の皆さんや団体、企業、いろいろなものにこの公共サービスの協力のかたちをとっていかなければならない時代に入ってまいりました。そういう多様化した時代の中で、町職員として…人材の確保をしっかりとしていかなければならないということと、現在の職員の資質の向上や、あるいはまたスキルの向上を目指していかなければならないという、そういう中でこういう人事評価制度というのが国から求められてまいりまして、私どもとしましても、町職員として大規模な町に比較すると職員数は非常に少なく、この評価制度を導入するというのは非常にリスクの高いものもあるんですけれども、一定程度…どの程度効率の良い業務をして、そして効果的な事務事業を發揮しているかというのを評価していく必要があるだろうということで手続を進めているところでございます。いずれにしましても、これについての評価結果については、給与面に反映しないということで、一定程度職員の皆様と合意ができておりますし、また、私が昨年5月1日に就任したときに、一番求めているのは豊かなコミュニケーションを職員間、あるいはまた住民間との間で取っていただきたいということで、実は皆さんにお示しをさせていただきましたので、こういうところも今後の評価に値するところではないかなということで考えているところでございます。一応考え方だけ述べさせていただいて、あと三点については副町長の方で説明させていただきます。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、私の方から人事評価制度の関係について、お答えを

させていただきたいというふうに思います。

まず、御案内のとおり、法改正に基づきまして、本町におきましても人事評価制度を導入するという考え方でございます。具体的な評価の仕組み…方法についてでございますが、一つ目には能力評価ということで、個人の自己評価を中心とした評価をすること。それから、二つ目には業績評価ということで、各課内での業務状況について評価をしていくということ。それから、三つ目には課長職評価ということで、所属職員が課長職を評価すると。こういった三段階での評価を考えてございます。

基本的な実施時期についてでございますが、こちらについては4月1日施行ということになりますので、最初の評価についてはそれぞれの評価について評価基準日が異なりますけれども、28年度中にまずは実施をしたいということでございます。

それに伴いまして、今現在、実は管理職を中心に試行というかたちでまずは実施をさせていただいてますので、そういった状況を踏まえながら、改善するところは改善をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、施設等の職員等が多いということで、対象となる職員の考え方でございますけれども、基本的には自己評価と…自分で自分を評価するということがまず一つございますので、こちらについては、全ての職員に対して実施して、自己改革といいますか…そういったところに繋げていくためにもやっていきたいというふうに考えてございます。

あと、業績評価…こちらの業務に応じた評価というかたちになっていくと思っておりますので、なかなか福祉職場では非常に困難な状況も考えられることから、当面はあけぼの園、山びこ学園、病院などについては行わない考え方でございます。

それから、運用取扱いの関係についてでございますけれども、先ほど町長から申し上げたとおり、評価については基本的には人材育成といいますか、そういった観点でまずは実施をしていきたいというふうに考えておりますので、すぐ給与面に反映させるということは考えてございません。なお、こちらについては、初めての取組でもございますので、今後、やりながらさらなる改善を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 副町長の方から具体的な制度の内容の説明を受けてから、最後、町長に基本的な考え方を聞きたいと、こんな段取りでいたんです。しかし、冒頭に申し上げられましたので、その後の説明なんですけれども、町長は9月の私の一般質問に対しても…町長の公約自体の中には人事評価制度が入ってございましたね…その中の答弁の中でですね、給与面に反映することはないようなことを考えたいと…ですが、能力評価というものには結び付けていきたいというようなことで答弁がありましたけれども、いずれにしても導入して…今年から始めるというわけですから、この条例の中で勤勉手当に影響するということは、給与に反映しないという部分とちょっとそぐわないような中身だと思うんです。私が申し上げたいのは、国の法律が云々ではなくて、町としてこういった職員に対してしっかりした評価ができるのは法律に基づく人事評価だけなのか、あるいはしっかりと自己評価も含めた評価をしたうえでの判断というのが必要でないかと、こんなこと

で、こういったことを質問するにはこの給与条例の中でしかできないものですから、人事評価について少し深くお話をさせていただいたところでございます。決して、立派に人事評価制度を定着してくれという意味ではございません。勘違いしないでください。有効に活用されて、職員の理解が得られるようにですね、職場の中が適切に運営できるようにという意味でございますので、その点をお間違いないようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。実はですね、下川も3,000某の人口規模で、職員数も現業もいれて170～180名ということになるんですが、まださらに一般職の少ない町村においてはですね、この人事評価制度というのは非常にハードルが高いんですよ。というのはですね、人間関係が非常にギクシャクする可能性があるということ、非常にほかの首長さん方が言うておりました。そういうことも斟酌しながら、この評価制度については慎重に取り組んでいく必要があるんじゃないかなということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 15 議案第 8 号「下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 下川町快適住まいづくり促進条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、住宅に関する総合的な支援制度として施行しております「下川町快適住まいづくり促進条例」が平成 27 年度末をもって時限を迎えるため、地域社会の変化や地域経済の状況、町民の皆様の御意見を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、平成 27 年度末までの時限を 4 年間延長し、町外居住者が住宅を新築した場合の商品券の交付を廃止する一方、賃貸住宅の改修に対する支援を事業費に応じた助成に拡充するとともに、改修時の地域材の利用に対する支援を、自らが居住する住宅と賃貸住宅に区分し、限度額を拡充することにより、中古住宅の流動化と賃貸住宅の供給促進を図り、定住の促進と地域材のさらなる利用拡大に寄与するものであります。

また、住宅の気密性、断熱性など、住宅の性能の確保に対する支援を本町に適した基準に見直しながら、一部拡充してまいります。

さらに、住宅の敷地内の緑化に対する支援を新設することにより、快適な住環境の確保と環境負荷の低減に寄与するものであります。

以上申し上げまして提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 16 議案第 9 号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 9 号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町の林業・林産業のさらなる発展と事業者の経営安定化及び経営基盤の強

化を図ることを目的に、下川町林業振興審議会からの答申や林業・林産業関係者等の意見を踏まえ、「下川町林業振興基本条例」の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、私有林整備事業のうち、森林所有者が実施する作業路整備を新たに補助対象事業に加え、森林所有者の経費負担軽減と私有林整備を促進するとともに、時限措置として今年度限りで終了する林業・林産業振興事業の1事業者通算5,000万円を限度額とした施設、機械、設備の整備に対する支援事業について、現在の林業・林産業を取り巻く厳しい状況下の中において、事業者の経営安定化とさらなる経営基盤の強化を図ることが必要であることから、平成28年度から平成31年度の4年間の時限措置とし、1事業者通算限度額を経営規模に応じた限度額に見直しを行い継続するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第9号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第17 議案第10号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、経済の不況、消費の低迷など、厳しい社会情勢の中で、本町の中小企業を取り巻く状況も、事業主の高齢化や担い手不足などから将来への不安が高まっていることから、人材育成の推進や就労環境の整備により、担い手・就労者の確保推進を図るとともに、商店の魅力向上を促進することにより、中小企業の振興を図ることを目的とし、条例を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、店舗の魅力向上のための小規模改修、店舗等の解体、就労環境の整備に対する支援を新設し、人材育成を目的とした町外研修、空き店舗活用支援に対する内容の拡充を図るとともに、事業承継支援の対象内容について、一部見直しを行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 11 号「下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、「道路法」第 39 条において、道路管理者である町が条例で定めることとされており、町道の道路占用料につきまして、平成 26 年 4 月に国道の道路占用料を定める道路法施行令の一部が施行されたことに伴い、国道と町道の道路占用料の均衡を図るため、道路法施行令に規定している道路占用料を準用し、改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 種電柱につきましては、改正前 1 本につき 770 円を、改正後 310 円に減額し、第 1 種電話柱につきましては、改正前 1 本につき 690 円を、改正後 280 円に減額するなど、道路法施行令で定める道路占用料に合わせて全体的に減額しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第 11 号 下川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、事前に配付いたしました議案第 11 号説明資料により、説明をさせていただきます。

道路占用料の額につきましては、「道路法」において、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされております。町では平成 8 年施行の国道の占用料の規定を基に定めてまいりました。

その後、国では道路価格の修正などにより、平成 20 年、23 年にそれぞれ改正を行っており、その占用料は引き下げ傾向でございました。

また、平成 26 年には道路価格の修正、所在地の区分が 3 区分から 5 区分への変更によ

り、現状の町と国の占用料との乖離があり、その均衡を図るため、道路法施行令に規定しております占用料を準用し、改正を行うものであります。

主な改正内容は、第1種電柱では、現行条例で770円を、改正では310円に。第1種電話柱690円が280円に。共架電線類で7円が3円となります。総体で27年度ベースでは240万8,000円が96万円となり、144万8,000円の約60%の減額となります。

附則において、施行期日を平成28年4月1日としております。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第19 議案第12号「下川町個別排水処理施設設置条例等を廃止する条例」及び、日程第20 議案第13号「下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第12号 下川町個別排水処理施設設置条例等を廃止する条

例、議案第 13 号 下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例の 2 議案でございますが、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成 9 年度から平成 18 年度の 10 か年で、下水道と同じように快適で衛生的な生活環境を普及するため、町が設置してまいりました個別排水処理施設について、議案第 3 号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の提案に伴い、設置に係る受益者分担金のほか、個別排水処理施設へ接続するための水洗便所等改造資金に係る融資及び補助を廃止するため、関係する条例の整備等を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由と致しますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第 12 号 下川町個別排水処理施設設置条例等を廃止する条例、議案第 13 号 下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案第 12 号 下川町個別排水処理施設設置条例等を廃止する条例は、「下川町個別排水処理施設設置条例」及び「下川町個別排水処理施設整備事業受益者分担に関する条例」でございます。

本条例は、平成 8 年度に公共下水道事業に関連し、下水道処理区域等以外において、し尿及び生活雑排水をあわせて処理できる施設の整備を条例化したものであります。

整備につきましては、平成 9 年度から平成 18 年度の 10 か年に掛け、地方単独事業として交付税、下水道事業債及び受益者分担金により、町の施設として整備したものであります。現在、町が設置してきました個別排水処理施設については、121 基の整備を行い、現在 119 基の管理を行っており、受益者分担金については全て納付済みとなっております。

今議会で提案しております議案第 3 号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の提案に伴い、今後、個人が合併浄化槽を設置することになることから、町が設置する際の設置条例と受益者からの分担金を徴収するための条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第 13 号 下川町個別排水処理施設の管理等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

議案第 13 号説明資料により説明をさせていただきます。

この管理条例につきましては、町が設置してきました個別排水処理施設の管理及び使用料金などについて規定している条例でありまして、設置条例の廃止に伴い、設置条例で規定していました定義等について、管理条例へ移行するための改正であります。

まず、第 1 条の趣旨であります、現行条例では、「下川町個別排水処理施設の管理及び使用に関し」という規定のみであり、町が個別排水処理施設を設置する目的が廃止提案をしています設置条例に規定されていますので、改正案では、設置条例で規定しています「住民の生活排水等の処理の促進と生活環境の向上に資するため」という文言を移行する改正を行っています。

次に、第2条の用語の定義であります。現行条例では、第1号の個別排水処理施設の定義において、「設置条例第2条に規定する合併処理浄化槽をいう。」と規定されていますので、「設置条例第2条に規定する」という文言を、改正案では、設置条例第2条で規定しています「浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽で、各戸ごとにし尿と併せて雑排水を処理する」という文言に改めています。

また、現行条例第3号の排水設備設置者の定義でも同様に、「設置条例第3条の規定による区域内で、」と規定されていますので、改正案では、設置条例第3条で規定しています「公共下水道計画区域及びこれに類似する施設に接続して集合処理を図ろうとする区域を除く居住地で、」という文言に改めています。

次のページになります。

下川町水洗便所等改造資金の融資に関する条例の一部改正でございます。

この融資条例につきましては、公共下水道または町が設置した個別排水処理施設へ接続し、水洗化工事等行った場合、融資及び利子補給を行う条例でありまして、「下川町個別排水処理施設設置条例」及び「下川町個別排水処理施設整備事業受益者分担に関する条例」を廃止する条例の提案に伴い、町が個別排水処理施設を設置することがなくなるために、現行の第3条第1号で規定している融資対象者の要件について、「個別排水処理施設整備事業受益者分担金」を削る改正を行っています。

下川町水洗便所等改造資金の補助に関する条例の一部改正でございます。

この補助条例につきましては、融資条例同様に公共下水道または町が設置した個別排水処理施設へ接続し、水洗化工事等行った場合、補助を行う条例でありまして、「下川町個別排水処理施設設置条例」及び「下川町個別排水処理施設整備事業受益者分担に関する条例」を廃止する条例の提案に伴い、町が個別排水処理施設を設置することがなくなるため、現行の第3条第1項、第2項の補助対象者の要件について、「個別排水処理施設整備事業受益者分担金」及び「個別排水処理施設設置の申請があった日」を削る改正を行い、第4条第1項の補助金の額を定めるただし書きについて、「個別排水処理施設設置申請者については、供用開始の日から1年以内に行った者」について、これを削る改正を行っています。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ちょっと確認したいんですけども、廃止する条例ということなんですけども、下川町個別排水処理施設設置条例をみますとですね、平成9年4月1日から施行するというだけで終わっていて、これを…時限が切れたよということはないんですけども、この条例はまだ生きているという判断でよろしいんですね。ここで改めて廃止するということなんですけど、どうしてこのように…この条例は継続されている条例なのに、どうしてこのように廃止をして、新たにこのようなことをやらなければならないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 当時、平成9年から5年間という枠の中で計画されていき、町が設置するというような事業でございました。当時の議会での御説明にもあり、5年間で時限立法を設けないで進めるということでもございました。また、その後、状況をみながら新たな施策を設けるということで、引き続き5年間を継続して行ったということで10年間という内容になっています。町の方では10年間という枠の中で、住民の方たち、また、執行方針の中でも今限りというかたちの中の説明を十分させていただいた中で、この事業は…町が設置する事業としては終了というかたちをそのとき行ったものと考えております。ただし、条例自体はそのまま廃止することなく残しておりまして、その後、個人で設置される方については、この条例に当てはまらないということで確認をしてきた状態でございます。今回、個人に対して設置する提案をしておりますので、それに伴いまして、この町が設置するという事業については廃止するというかたちを考えております。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） なんかしっくりしないんですけども…それですね、合併処理浄化槽…この後ですね、個人的に家を建てたりして設置した人がいると思うんですけども、そういう人達からはこれについての問い合わせはなかったんでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 区域外の方の設置につきましては、平成18年度で終了した翌年から7年間に掛けて1戸ずつ建設…整備されたという内容でございます。その中では、町の方にそういう融資の関係のお話はあったと思いますが、町が設置するという事業については予算化していないというような口頭での説明をして、了解をされてきたと考えております。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで、13 時 15 分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0 時 5 分

再 開 午後 1 時 1 3 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 14 号「下川町過疎地域自立促進市町村計画について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 下川町過疎地域自立促進市町村計画について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」の一部を改正する法律が施行されたことにより、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限が平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長されました。

このため、平成 28 年度から平成 32 年度までの期間に係る過疎地域自立促進市町村計画を策定する必要があり、道との協議が整いましたことから、法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回策定する主な内容につきましては、現行の計画と同様に、「産業の振興」、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、「生活環境の整備」、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」、「教育の振興」、「地域文化の振興等」、「集落の整備」、「その他地域の自立促進に関し必要な事項」の各項目に沿って、地域の課題と時代の変化などに的確に対応するため、必要な事業を掲載しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第 14 号 下川町過疎地域自立促進市町村計画について、説明させていただきます。

別冊で、下川町過疎地域自立促進市町村計画と、参考資料としまして平成 28 年度から平成 32 年度までの事業計画を配付させていただいております。

「過疎地域自立促進特別措置法」につきましては、平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法でございましたが、平成 22 年から 27 年まで 6 年間延長され、現在の計画となっております。過疎地域の厳しい現状を踏まえ、失効期限が今回さらに平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間延長されたところでございます。

過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましては、法的義務付けはございませんが、過疎対策事業債を活用する場合に計画の策定が必要となりますことから、現行の計画期間が終了する今年度内に新たな計画を策定するものでございます。

計画に登載している事業につきましては、総合計画のうち、過疎債を活用できるもの、また、まだ事業が具体的ではありませんが、想定できるものについても盛り込んでおりまして、計 76 事業となります。計画に盛り込む以上、事業の実施が目的となりますが、計画登載が事業実施を担保するものではなく、個々の事業につきましては予算などによりその都度、御提案をさせていただき、御審議をお願いすることとなります。

また、計画の策定に当たりましては、あらかじめ北海道との協議が必要でありますことから、過疎地域自立促進市町村計画の策定に関する協議をいたしまして、2 月 29 日、異議がない旨、回答をいただいたところでございます。

なお、この計画策定につきましては、「過疎法」の第 6 条で「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができる。」とされておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 確認をさせていただきたいと思います。本計画につきましては、平成 30 年度までの総合計画、31 年までの総合戦略との整合性が図られているという認識でよろしいかどうかというところでございます。

それから、もう一点、計画の 9 ページなんです。財政について非常に踏み込んだ表現

が認識としてされているところですが、これらについても過疎債の関係等々もあろうかと思うんですが、現状認識はこういう認識で理解してよろしいでしょうか。以上二点、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） まず、総合計画、総合戦略等への登載につきましては、過疎債を活用できるものにつきましては、全て登載をしております。そのほかにもこの計画が32年度までであること、また、具体的ではありませんが想定できるような事業もあることから、そういうものも盛り込んでおります。

また、財政の関係でございますが、厳しい状況を書いております。実質公債費比率につきましては、これは27年度時点での考え方というか…地方債の償還ピークが過ぎていることから、年々下がってきているというのは、今現在の状況でございます、今後を表した表現ではございません。以上で終わります。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 財政については、ここに記載のとおり認識で良いということで、理解をさせていただくということで質問を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 議案第 15 号「下川町道路線の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 下川町道路線の認定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、「道路法」第 8 条の規定により、町道路線の認定を行うものであります。

認定する路線は、21 世紀第 2 幹線でありまして、平成 12 年度から平成 18 年度にかけて整備しました森林管理道で、「補助金適正化法」に基づく町道に移管することが可能な 8 年を経過したことから、町道路線として認定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第 15 号 下川町道路線の認定につきまして、事前に配付させていただきました参考資料No.1「下川町道路線の認定位置図」により、説明をいたします。

今回、認定をお願いいたします路線は、森林管理道として平成 12 年から 18 年の 7 か年にかけて整備をいたしました「21 世紀第 2 幹線」でございます。完了後、8 年を経過したため、「補助金適正化法」に基づき、町道に移管するものでございます。

この路線は、町道「珊幸線」を起点に、町道「21 世紀の森線」を終点として結ぶもので、町有林の森林整備に必要な路線であります。

認定路線番号「249」、路線名「21 世紀第 2 幹線」、起点は「一の橋 1327 番地地先」、終点は「珊瑚 1531 番地 1 地先」、延長は「4,810.7m」でございます。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 15 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 23 議案第 16 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 27 年度一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度一般会計の第 8 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,789 万円を追加し、総額を 55 億 2,200 万円とするもののほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正、地方債の補正であります。

今回の補正の要因につきましては、国の補正予算に係る事業の追加並びに緊急を要するもの及び事務事業の確定、見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、ふるさとづくり基金積立金、総合行政情報システム導入事業、自治体情報システム強靱性向上事業、生活サポート地域公共交通事業に係る経費を計上しております。

民生費では、自立支援給付費負担金、衛生費では、病院事業補助金を計上しております。

土木費では、町道除排雪等委託料、給与費では、職員給与費を計上しております。

なお、これらの財源として、町税、地方消費税等交付金、地方交付税、国道支出金、寄附金、繰入金、町債などを充当しております。

次に、第 2 表の繰越明許費の設定であります。国の補正予算に関連して実施いたします自治体情報システム強靱性向上事業につきまして、平成 27 年度内に終了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第3表の債務負担行為の補正につきましては、平成27年度中に農業者が借入れた農業経営緊急支援資金に対する利子補給並びに木材産業等高度化推進資金に関し、協同組合ウッディしもかわ及び下川町森林組合に対する利子補給について追加するものであります。

最後に、第4表の地方債補正につきましては、事業の確定等に伴う限度額の変更及び自治体情報システム強靱性向上事業債を追加するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第16号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第24 議案第17号「平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第17号 平成27年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度下川町下水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ452万円を減額し、総額を2億2,155万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、事業の確定に伴い、公共下水道費で委託料、工事請負費、消費税納付税額を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、国庫支出金、町債及び一般会計繰入金を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、浄化センター中央監視装置改修工事等の減額に伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 17 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 25 議案第 18 号「平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 18 号 平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度簡易水道事業特別会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 135 万円を減額し、総額を 9,285 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務管理費で、簡易水道施設基金利子の確定に伴い、積立金を増額計上するほか、事業の確定に伴い、総務管理費、施設管理費及び建設事業費において、使用料及び賃借料、消費税納付税額、工事請負費等を減額計上しております。

なお、歳入では、簡易水道施設基金利子の確定に伴い、利子及び配当金を増額計上するほか、歳出の補正減に伴い、工事負担金及び基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。
これから、議案第18号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。
したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第26 議案第19号「平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷一之君) 議案第19号 平成27年度下川町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度介護保険特別会計の第4回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ952万円を減額し、歳入歳出総額を4億3,114万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、介護サービス量の減少に伴う保険給付費の減額、地域支援事業費の実績及び今後の執行見込みにより減額するもので、歳入につきましては、保険料段階の異動に伴う保険料の減額、保険給付費の法定負担に係る国庫支出金等の減額であります。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,169万円を減額し、総額3億3,258万円とするものであります。

歳出におきましては、実績及び今後の執行見込みにより、施設管理費等では、賃金、燃

料費、備品購入費の執行残などを減額しているほか、基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、制度改正等により、介護給付費収入等を減額する一方、制度改正による自己負担金収入の増額、指定寄附金、基金繰入金を増額しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 19 号 平成 27 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）において、御手元に配付されております議案第 19 号説明資料により、御説明させていただきたいと思ます。

私からは介護保険事業勘定の補正予算について、概要書に基づき、歳出より御説明いたします。

今回の補正要因といたしましては、介護サービス量の減少、地域支援事業費の事業精査、そして職員の給与改定による補正であります。

最初に、総務費 7 万円の増額ですが、人件費に係る予算であります。職員給与改定による補正でございます。

次に、保険給付費でございます。800 万円の減額ですが、介護老人福祉施設に係る介護利用人員の減少に伴うものであります。

次に、地域支援事業費 58 万円の減額ですが、介護予防ポイント付与に係る委託費を 68 万円減額しております。そして、福祉用具の補助見込みを 10 万円減額し、家族介護慰労支給見込みを 20 万円増額するものであります。

基金積立金 100 万円の減額ですが、あとに御説明する保険料の減額補正に伴うものでございます。

予備費については 1 万円の減額で、財源充実に伴うものであります。

次に、歳入についてですが、補正要因としては、保険料の減額、法定負担に基づく国庫支出金等の減額による補正であります。

保険料 568 万円の減額については、保険料の基準の段階の異動によるもので、被保険者所得の減少によるものが主でございます。

国庫支出金 120 万円の減額、道支出金 140 万円の減額、及び支払基金交付金 224 万円の減額については、歳出の保険給付費の減額に係る法定負担に伴う減額であります。

繰入金 100 万円の増額については、歳出の保険給付費の法定負担の減額、地域支援事業費の減額と合わせて 158 万円の減額と、保険料減額に伴う財源補填のための基金の取崩し 258 万円となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） あけぼの園園長。

○あけぼの園長（桜木 誠君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容につきまして、御手元に配付の議案第 19 号説明資料、補正予算概要書に基づき、説明をさせていただきます。

ます。

今回の補正要因でございますが、事業の確定や今後の執行見込みによるものでございまして、歳出の総務費、施設管理費では、任用を予定しておりました嘱託職員等の定数外職員の雇用人数などが予定数を下回ったことに伴いまして、社会保険料等の共済費で160万円、賃金で770万円をそれぞれ減額したほか、需用費につきましては、重油等の燃料価格の引き下げなどによりまして、燃料費等で280万円を減額しております。また、備品購入費につきましては、厨房等で使用します備品購入に係る執行残を4万円減額しており、施設管理費で合計1,214万円を減額するものでございます。

次に、サービス事業費でございますが、短期入所生活介護…これはショートステイでございますが、この利用者の受入れが介護職員の不足に伴いまして、抑制せざるをえなかったことから、それに伴う給食数の減数分としまして、需用費の給食賄費で60万円を減額し、委託料につきましては、介護報酬算定等に必要なシステムの執行残を28万円減額しており、サービス事業費で合計88万円を減額するものでございます。

基金積立金では、あけぼの園の指定寄附金173万円を、あけぼの園基金に積み立てるものであり、財源調整としまして、予備費では40万円を減額しております。

歳入におきましては、サービス収入の介護給付費収入で1,760万円と、介護予防給付費収入で210万円をそれぞれ減額してございます。この要因としまして、昨年4月の介護保険制度の改正に伴いまして、介護報酬が引き下げられたことと、入院者が多数発生したところとでございます。さらには、介護職員の不足に伴いまして、入所者の受入れを制限したことによるものが主なものと分析をしているところでございます。

次に、自己負担金収入、及び低所得者を対象としました特定入所者介護サービス費収入でございますが、6月の定例会でも説明をさせていただきましたが、多床型の居住費を8月から厚生労働大臣が定める費用の額に引き上げたこと等に伴いまして、自己負担金収入で160万円、特定入所者介護サービス費収入で155万円と、それぞれ増額しておりまして、サービス収入全体で合計1,655万円を減額するものでございます。

次に、寄附金でございますが、町内外116件の寄附金がありまして、172万円を増額するものでございます。

繰入金につきましては、財源調整としまして、あけぼの園基金繰入金から314万円繰入する内容となっております。

以上申し上げます、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 介護保険の中で、特にサービス事業勘定の方でお聞きしますけれども、今、園長が、施設管理費で大幅に賃金をはじめ減額せざるをえなかったということ

…これについては、なかなか公募しても埋まらなかったということだと思っておりますけども、それはさておきまして、そのことに伴って入所者の受入れを制限せざるをえないと、こういうことについては…この状態というのは解消されているのか、あるいは新年度に向かかって、なお解消できそうもないことなのか、そのへんについて、どんなふうに対応しようとしているのか。収入の方が落ちるのは、入所者を制限すれば当然なんですけど、制限を受けることによって十分なサービスができないとなると、町で掲げている福祉の部分については、せっかくの施設がありながら十分な介護サービスを受けることが人的にできないというのは、解決しなければならない問題だと思っております。それについて、園長もしくは理事者の方からお答えをいただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） あげぼの園園長。

○あげぼの園長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えいたします。嘱託職員の離職の状況でございますが、今年度に入ってから8名の嘱託職員が離職しております。内容につきましては、結婚・出産等で4名、あと体調不良などによりまして4名、こういう状況の中、10月、11月に相次いで嘱託職員が離職しましたことから、利用者の見守り体制が十分確保できないということによりまして、定員56名から54名に制限をさせていただいております。ただし、フルタイムで働く嘱託職員は確保できない状況におきましても、非常勤職員…こちらの方については予定よりは雇用している状況ではございますが、フルタイムで働けないことがありまして、当然夜勤もできないような状況となっております。フルタイムで現在働いている介護職員の業務負担軽減のために非常勤職員がそれらの負担軽減を担っていただいている状況でありまして、新年度に向かっては、現在新たに2名の嘱託職員…これが確保できる見込みとなっております。こういうことから、受入れ制限は新年度から解消できるものと考えてございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 27 議案第 20 号「平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 20 号 平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 3,721 万円を減額し、総額を 5 億 8,149 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、医療費の減額により、保険給付費を減額計上するとともに、事務事業の額の確定に伴い、共同事業拠出金を減額し、財源調整のため、基金積立金を減額計上しております。

歳入におきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金を増額計上するとともに、額の確定により、共同事業交付金を減額し、財政調整交付金の国庫補助金を減額し、財源調整のため、基金繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第 20 号 平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、御手元に配付されております議案第 20 号説明資料によりまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、医療費の減少に係るもの、事務事業の額の確定、執行見込みによるもの、財源調整によるものでございます。

まず、歳出ですが、総務費の一般管理費で 19 万円の減額でございます。内訳につきましては、今後の執行見込みにより、臨時職員の社会保険料等で 2 万円、臨時職員賃金で 6 万円、消耗印刷製本費で 3 万円、通信運搬費で 4 万円、共同電算処理委託料で 4 万円の減額となっております。

次に、北海道国保連合会負担金ですが、これにつきましては額の確定により 3 万円の減額となっております。

次に、保険給付費の補正であります。今年度の月額平均の推移から、今後の見込みといたしまして、一般被保険者療養給付費で2,000万円を、そして一般被保険者療養費で100万円を、退職被保険者等療養費で10万円を、審査支払手数料で12万円を、一般被保険者高額療養費で560万円の減額計上でございます。

次に、共同事業拠出金でございますけれども、これにつきましては額の確定により、高額医療費拠出金で35万円の減額、高額医療費交付金で95万円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金で145万円の減額を行うものでございます。

次に、国民健康保険基金積立金でありますけれども、今回、補正に係る財源調整といたしまして932万円の減額計上でございます。

次に、歳入ですが、保険税の補正につきまして、現年度分調定額の増減によりまして、一般被保険者保険税で100万円の増額、退職被保険者等保険税で188万円の減額計上でございます。

次に、国庫支出金につきましては、現年度分療養給付費等負担金で170万円の増額、平成27年度算定に係る補正で高額医療費共同事業負担金で8万円、財政調整交付金で、国庫補助金の普通調整交付金で1,396万円、特別調整交付金で14万円の減額計上でございます。

道支出金の高額医療費共同事業負担金につきましても、平成27年度算定によりまして8万円の減額となっております。

次に、共同事業交付金につきましては、額の確定によりまして、高額医療費共同事業交付金で394万円、保険財政共同安定化事業交付金で2,485万円の減額でございます。

次に、繰入金の補正につきましては、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分といたしまして222万円の減額、財政安定化支援事業繰入金で38万円の増額計上でございます。

次に、国民健康保険基金繰入金につきましては、財源調整のため686万円の計上をするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたけれども、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ちょっと厳しい言い方するんですけども、国保会計で保険給付費の支出の分が減っているという…大幅に減額があって、当然のように歳入の方もそれに見合って減少するわけですが、そういった要因というのは、例えば、結果的には医療費の給付の見積りが甘かったというふうに捉えていいのか。それとも、もっとほかに要因があってそういう状況になったということなのか。そのへんをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう一点は、基金の繰入を686万円しておりますけれども、この結果、国保の基金は最終的に年度末でいくらになるのか教えてください。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 保険給付費の当初見込みにつきましては、前年度の給付費の結果とか実績を基にですね、少し多めには…対処できるように予算は組んではいると思います。ただ、ときには、やはり病というんですか…インフルエンザ等のはやったときにはグッと給付費は上がるものですから、そういうときの対応のためにも、また、重たい病気の方が増えたときも給付費はグッと上がるときもありますので、それに対応したかたちとなっております。去年から比べるとそういう患者さんが幸いいなかったことと、インフルエンザも今、はやってはいるんですけども、ものすごくはやっているようなかたちには今なっていないということで、そういう面では昨年よりは給付費は減っているのかなと私どもは…担当では考えているところでございます。当初の見込みが甘かったというよりも、そういう要因も含めてですね、当初予算を計上しているところでございますので、御理解願いたいと思います。

また、基金の関係なんですけども、現在 1,393 万 2,000 円の基金がございまして、今回 686 万円取り崩すことになりまして、最終的には予算を認めていただくことによりまして 707 万 2,000 円の基金の残額になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 担当課長の気持ちとしては理解できます。余裕を持ってというか、多めにとというのは…これは当たり前なのかもしれませんが、ただ、国保会計というのは相互扶助ですから、多めにとっても限度があるはずですよ。足りないからと一般会計からもっていく金もないわけですから。ですから、あくまでも保険加入者相互の扶助でやるということから考えると、その多めにとという表現はいかがなものかなと。

それと、今、名寄保健所管内でもインフルエンザがはやって、その分については当然それを見越した減額措置というふうに考えていいのかどうか。一気に…風邪がはやれば喜ぶのは町立病院、そして赤字になるのは国保ですから、そういう意味では同じ釜の中で一長一短あると思いますけども、これからの残り僅かな期間にインフルエンザが大量に発生しますと、相当の医療費がかさむと思います。それも当然入っているというふうに理解してよろしいのかどうか。

それと、現在の基金残高が結果的には 700 万強になりますけども、そういった基金をもってしても次年度以降の国保会計には別段保険税の変更、改正等については考える必要がないのかどうかも含めて…それはまったく見通しでよろしいですからお願いします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 多めにとという予算の計上はいかがなものかということでございます。私の言葉がちょっと…考えられなかったということで、そういうようなかたちで言ったので、大変申し訳なかったと思います。

今後の給付費の関係なんですけども、実は 3 月支払分につきましては、1 月診療分を払

うことになっておりまして、2月、3月の診療分につきましては、新年度の予算の中で支払うようなかたちになっています。おそらく2月、3月分の診療につきましては、新年度で支払いというかたちになりますので、そこでインフルエンザ等が…思った以上にはやっ
ていて医療費が掛かるということになると、新年度の予算の中から支払うようなかたち
になります。1月診療分としては、そんなに大きな医療費の増とか…そういうものはなかつ
たと思っておりますので、今年度につきましては今のところは大丈夫かなと思っております。

あと、保険税の関係でございますけども、これにつきましては、新年度につきましても
保険税の増額については今のところ考えてはいないかたちで計上してございますので、新
年度で御審議していただけるものと思っておりますけども、国保会計につきましては、平
成30年度に後期高齢者医療と同じようなかたちで、北海道が保険者になって市町村の会
計から離れるようなかたちとなっています。それを見越しながら国民健康保険税の…保険
料になるかどうかは分かりませんが、そういうようなかたちで…北海道全体で今度は考え
るようなかたちになるかと思うんです。ただ、御案内のとおり、国民健康保険会計には
5,000万円余りの繰入金が出されていることから、29年度に向けてはそういうことも…30
年度の北海道の保険料等もいろいろ考えながら、そのところは検討していかなければな
らないかなと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 28 議案第 21 号「平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 21 号 平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 237 万円を減額し、総額を 5,922 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に対する保険料等負担金を減額計上するものであります。

歳入におきましては、保険料調定額の変更に伴い、保険料を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 29 議案第 22 号「平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 22 号 平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 648 万円減額し、収入総額を 5 億 2,880 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 646 万円減額し、支出総額を 5 億 6,350 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、8 月以降、外科医師の不在に伴う外来患者の減少、外来患者の一人当たりの診療報酬の減額などにより医業収益を減額し、医業外収益では、医業収益の減額に伴い、一般会計補助金を増額するものであります。

また、支出におきましては、外科医師の退職により給与費を減額し、特別損失の過年度損益修正損では、固定資産に係る修正として増額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入の不足する額 3,470 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では、一般会計負担金を 143 万円減額し、支出におきましては、医師住宅改修費を 30 万円減額するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 病院事務長。

○町立病院事務長（蓑谷省吾君） 議案第 22 号 平成 27 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、議案第 22 号説明資料の補正予算概要書により、説明をさせていただきます。

はじめに、業務の予定量でございますが、当初、年間の入院患者数を 12,040 人としておりましたが、12 月までの実績及び 1 月から 3 月までを推計しまして、年間の患者数をおよそ 12,510 人とし、470 人の補正増としております。

次に、外来患者数ですが、当初 23,080 人としておりましたが、12 月までの実績及び 1 月から 3 月までの推計を行いまして、年間の患者数をおよそ 20,330 人とし、2,750 人補正減としております。

次に、患者数の補正により、1 日平均の入院患者数につきましては、当初 33 人としておりましたが、1 日平均 34 人と、1 人の補正増。

また、外来患者数では、当初 95 人としておりましたが、1 日平均 83 人と、12 人の補正減としております。

次に、収益的収入及び支出におけます収入の補正要因といたしましては、入院患者数の

増加に伴い、入院収益を増額補正。また、外来につきましては、外科医師の不在にともなう外来患者数の減少により、外来収益の減額補正のほか、固定資産に係る過年度分の修正による補正であります。

補正の内容といたしましては、はじめに、医業収益の入院収益でございますが、現行予算が1億2,040万円に対しまして、入院患者数を470人補正増といたしましたことにより、100万円の増額補正としております。

また、外来収益では、現行予算が1億6,150万円に対し、外来患者数を2,750人補正減といたしましたことと、1人当たりの診療報酬の減額に伴いまして7,000万円の減額補正としております。

次に、医業外収益の一般会計補助金でございますが、医業収益の減額に伴いまして4,700万円の増額補正をお願いしております。

また、長期前受金戻入では、デジタルエコーの補助金分のほか、除却に伴いますみなし償却分の補助金の戻入を行いまして、合わせて105万円の増額補正をしています。

次に、特別利益といたしまして、過年度修正益1,447万円を増額しております。

内訳といたしましては、はじめに資産になりますが、昨年、土地の売却により資産を減額いたしました。減額した資産が重複しておりまして、その重複分の修正と、制度改正によりリース資産の移行を行いましたが、その不足を修正しております。合わせて450万円ほどになります。

次に、減価償却累計額の修正になりますが、建物及び器械備品の除却に伴う修正及び制度改正に伴うみなし償却の移行による修正として1,000万円ほどを補正増としております。

次に、支出の補正要因といたしましては、外科医師の退職に伴う賃金の減額などのほか、固定資産に係る過年度分の修正に伴う補正であります。

はじめに、医業費用の給与費では、外科医師に係る賃金、法定福利費などの減額補正のほか、看護補助員の欠員の対応や訪問看護、訪問診療の取組によります嘱託看護師や臨時職員の補充により、増額補正をそれぞれ計上しております。

次のページになりますが、経費では、普通旅費の減額のほか、医療機器の運搬費を増額補正しております。

次に、減価償却費では、建物に係る減価償却費の減額のほか、器械備品におきましては、昨年度末に購入いたしましたデジタルエコー分の減価償却費102万円を増額補正しています。

次に、資産減耗費では、固定資産の除却が想定よりも少なかったこと、また、研究研修費及び交際費では、不用額の減額など、それぞれ減額補正を計上しております。

次に、特別損失の過年度修正損でございますけれども、内訳といたしまして、はじめに、資産になりますが建物の除却に伴う計上誤りの修正、構築物では消費税の振替分の修正、器機備品では除却に伴う計上誤り及び消費税の振替分の修正により、合わせておよそ800万円の修正を行うものです。

また、減価償却累計額の修正では、法改正によりますリース資産の移行に際しまして、不足額231万円を修正するもので、合わせて特別損失として増額補正をするものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正要因といたしましては、器械備品の購入及び医師住宅の改修に伴う額の確定による補正であります。

はじめに、収入の負担金では、町からの補助金になりますが、額の確定により、器機備品に伴う 23 万円と、医師住宅の改修に伴う 120 万円、合わせて 143 万円の減額補正を計上しています。

次に、支出の建設改良費では、医師住宅改修の額の確定に伴い、30 万円の減額補正を計上しています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 非常に丁寧な説明をしてもらって有り難いんですけども、ただ、単純な質問です。この中で、今年度、除雪費はどのぐらいかかっているんですか…病院周辺の除雪費。

○議長（木下一己君） 病院事務長。

○町立病院事務長（蓑谷省吾君） 具体的な除雪費の支出額というのは、今ちょっとおさえてきておりません。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） それはそれでいいんですけども、今年、病院の周辺をみますと、非常に今年は大雪で、町内どこでも除雪対策には苦勞していたと思います。ですけど、病院に行ってみる限り、病院周辺の駐車場の…特に外来客の駐車場の除雪状況をみたとき、ほかのものであれば補正して経費は増やすんですけども、除雪費…増額してでも、やはり患者の足を…安全安心に病院に来てもらえるような、そういう対策をすることが重要だと思います。別に今年度、除雪費がどれぐらいかかったか…それはいいんですけども、そういう対策をしてですね、やはり安心して病院に外来患者が車で出入りできるような、そういう対策を今後ともしてほしいと思います。以上です…町長もし考えがあれば…。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと実態把握していないので申し訳ないんですが、いずれにしても患者さんが不便を感じているようでしたら、そのへんも少し…部内で情報収集してですね、来年度に向けてしっかりと予算措置をしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 30 議案第 23 号「平成 28 年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 23 号 平成 28 年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第 5 期下川町総合計画などに基づき、町政執行方針で申しあげました主要施策に伴う予算を計上し、総額 61 億 3,300 万円、対前年比 29.1%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で 16 億 5,969 万円を計上し、前年度対比 2.0%減、投資的経費では 21 億 3,530 万円を計上し、前年度対比 167.7%増、その他の経費で 23 億 3,801 万円を計上し、前年度対比 3.5%増となっております。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、サンルダム周辺整備事業、防災対策事業を。

民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、幼児センター運営事業を計上しており

ます。

衛生費では、各種予防接種事業、がん検診事業、母子保健事業、一般廃棄物処理事業、広域最終処分場整備事業を。

農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業を。林業費では、林業振興事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、宿泊研修交流施設整備事業、民間賃貸住宅建設促進事業、集落創生推進事業を。

土木費では、町道整備事業、公園整備事業、公営住宅等整備事業を計上しております。

教育費では、小中学校施設整備事業、下川商業高等学校入学促進事業、町民会館運営事業を。

災害復旧費では、町道等の災害復旧工事を計上しております。

一方、歳入では、町税で 4.1%増の 3 億 1,233 万円、地方交付税では 4.2%減の 25 億 2,000 万円を計上しております。

また、国及び道支出金では、17.4%増の 7 億 186 万円を計上しております。

繰入金では、ふるさとづくり基金繰入金 2 億 4,940 万円、サンルダム建設対策基金 1 億 7,350 万円、森林づくり基金 1,000 万円、社会福祉事業基金 800 万円、木質バイオマス削減効果活用基金 800 万円、青少年育成基金 700 万円など、基金繰入金全体で 5 億 8,935 万円を計上しております。

町債では、投資的事業の増加に伴い、10 億 7,570 万円を計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合の北星信用金庫に対する債務の損失補償について、期間、限度額を定めるものであります。

第 3 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 4 条は、一時借入金の借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

以上、平成 28 年度下川町一般会計予算の概要を申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 23 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 31 議案第 24 号「平成 28 年度下川町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 24 号 平成 28 年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 7,620 万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計からの繰入金等を計上しております。

次に歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか下川浄化センターの管理委託料、浄化センター汚泥処理設備等改修実施設計委託料及び中央監視装置改修工事等を、個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を、公債費では、長期債の償還元金、利子及び一時借入金の利子をそれぞれ計上しております。

第 2 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入れを予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 3 条は、一時借入金の借入最高額を 5,000 万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第 24 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 32 議案第 25 号「平成 28 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 25 号 平成 28 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2,576 万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、簡易水道債、基金繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか水道システム保守点検

委託料等を、施設管理費では、浄水場管理委託料及び量水器取替工事等を、建設事業費では、下川浄水場建設基本計画策定委託料、水道管路情報管理システム作成委託料及び南5条通り線配水管移設工事等を、公債費では、一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の継続費につきましては、下川浄水場建設基本計画策定事業を平成28年度を初年度とする2か年計画の継続事業として総額1,206万円とし、年割額をそれぞれ設定させていただくものでございます。

第3条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の借入最高額を500万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第25号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第33 議案第26号「平成28年度下川町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第26号 平成28年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、住み慣れている地域で不安を抱かず、誇りを持って安心して生活が続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,422万円とするものであります。

歳入におきましては、第1号被保険者の保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、繰入金を計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか介護保険事業計画に基づき保険給付費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,829万円とするものであります。

歳入におきましては、サービス収入、繰入金及び繰越金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務費のほか各種サービスに必要な事業費、基金積立金及び公債費などを計上しております。

次に、第2条では、一時借入金の限度額をそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています議案第26号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第34 議案第27号「平成28年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第27号 平成28年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,765万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、国・道支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっています議案第 27 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 35 議案第 28 号「平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 28 号 平成 28 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。
本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,893 万円とするものであります。
歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。
歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
ただ今、議題となっています議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 36 議案第 29 号「平成 28 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 29 号 平成 28 年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。
病院経営につきましては、少子高齢化の進行や医療ニーズの多様化が求められる中、町民が安心して医療を受けることができるよう、在宅医療を含め、より充実した診療体制を確立し、地域から信頼される病院づくりを今年度も進めてまいりたいと考えております。
はじめに、平成 28 年度の病院事業運営方針として、1 日平均患者数を、入院では 33 人、外来では 90 人に設定し、診療体制につきましては、常勤医師 2 名、非常勤医師 1 名、旭川医大からの出張医により、医師の体制を図るほか、看護体制を整え実施してまいります。

さらに、診療機能の充実に向け、計画的に医療器機等の整備を進めており、これに必要な費用を計上し、平成 28 年度の予算を編成したところであります。

その概要を申し上げますと、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに、一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額 5 億 1,551 万円を計上しております。

次に、収益的支出におきましては、医業費用として、職員給与、材料費、経費のほか、施設の減価償却費、さらに医業外費用を合わせて 5 億 4,328 万円を計上しております。

この結果、収益的収支におきましては、2,777 万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、病院事業の収支状況を常に検討して、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう年度内で対処していきたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金に係る他会計出資金 94 万円、器械備品購入費に係る他会計負担金 308 万円、合わせて収入総額 402 万円を計上しております。

また、支出におきましては、器械備品購入費のほか、企業債償還元金を含めて、支出総額 674 万円を計上しております。

その結果、収支におきましては 272 万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんする計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 37 報告第 1 号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 平成 27 年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、地球温暖化関係につきましては、町の各種事務事業に対する二酸化炭素の排出抑制を目的として、様々な施策を進めているところでございます。

平成 26 年度の二酸化炭素排出量は、前年度比では 7.8%の減少となりました。

その主な要因といたしましては、計画的に進めている木質バイオマスボイラーの導入施

設の安定的な稼働により、化石燃料等の消費量の減少などが挙げられます。

また、本町の面積の約9割を占めている森林につきましても、二酸化炭素の吸収固定源として大きな役割を担っているところであり、今後も循環型森林経営を基盤とした持続可能な森林づくりを進め、木質バイオマスの利活用など、各公共施設の省エネルギー対策を推進してまいります。

次に、水質汚濁関係であります。本町を流れる各河川について、生活環境項目に基づき、水質調査を実施しており、大腸菌群数につきましては、基準値を超えている河川が見られますが、気象条件が影響したものと考えられます。

また、珊瑚金山跡地につきましては、平成20年度から発生しております旧坑道からの出水に対して、現地を管理しております合同資源産業株式会社と北海道産業保安監督部との協議により、継続して止水工事を実施してまいりましたが、平成27年度をもって終了したところであります。今後も河川に影響が出ないよう状況把握を行い、水質汚濁の防止に努めてまいります。

大気汚染や騒音、振動などにつきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

最後になりますが、本町では、町民の皆様をはじめ、関係団体などの御協力をいただき、様々な環境保全活動が実施されているところであります。今後におきましても、環境保全活動を推進し、環境問題に対する意識の高揚を図り、町民、事業者、行政が一体となった環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月11日、午前9時30分まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月11日、午前9時30分まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後2時35分 散会